



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次 (\*については県例規集掲載事項)

### ○ 教育委員会規則

\*16 教育公務員特例法第25条の2第5項及び第6項に規定する  
る手続に関する規則

### ○ 告示

820 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請  
(県民生活課)

821 生活保護法による指定医療機関の廃止  
(福祉保健総務課)

822 生活保護法による医療機関の指定( " )

823 " ( " )

824 " ( " )

825 生活保護法による指定医療機関の変更  
( " )

826 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の辞  
退 (障害福祉課)

827 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービ  
ス事業者の変更 ( " )

### ○ 選挙管理委員会告示

55 政治団体の解散の届出

56 政治団体の収支報告書の要旨

### ○ 正誤

平成20年5月30日付け和歌山県報第1964号和歌山県選挙  
管理委員会告示第51号中

## 教育委員会規則

### 和歌山県教育委員会規則第16号

教育公務員特例法第25条の2第5項及び第6項に規定する手  
続に関する規則を次のように定める。

平成20年6月10日

和歌山県教育委員会委員長 榎 畑 直 尚

教育公務員特例法第25条の2第5項及び第6項に規定す  
る手続に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、教育公務員特例法(昭和24年法律第1  
号。以下「法」という。)第25条の2第5項及び第6項の規  
定に基づき、同条第1項及び第4項の認定の手続に関し必  
要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、  
当該各号に定めるところによる。

(1) 教員 法第12条第1項に規定する教諭等のうち、和歌  
山県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)が  
任命権者であるものをいう。

(2) 指導改善教員 法第25条の2第1項の認定を受けた教  
員で、当該認定に係る同項に規定する指導改善研修を  
受けるべきものをいう。  
(認定の申請)

第3条 法第25条の2第1項の認定は、次の各号に掲げる当  
該申請に係る教員の区分に応じ、当該各号に定める者  
(以下「申請者」という。)の県教育委員会に対する申  
請に基づき行うものとする。

(1) 県立学校に所属する教員 当該教員が所属する学校  
の校長

(2) 市町村立(市町村の組合立を含む。以下同じ。)学  
校に所属する教員 当該教員が所属する学校を設置す  
る市町村の教育委員会(市町村の組合の教育委員会を  
含む。以下同じ。)

(事実の確認)

第4条 県教育委員会は、前条の申請があった教員(以下  
「対象教員」という。)について、当該申請に係る事実  
の確認を行うため、申請者(前条第2号に掲げる場合に  
あっては、対象教員の所属する学校の校長を含む。)に  
対し次の各号に掲げる書面の提出を求めるものとする。

(1) 対象教員に係る児童、生徒又は幼児に対する指導の  
状況等について記載した文書

(2) 対象教員の所属する学校の校長等による指導等の記録

(3) 前2号に掲げるもののほか、県教育委員会教育長(以  
下「教育長」という。)が必要と認めるもの

2 前項に規定するもののほか、県教育委員会は、申請者、  
対象教員その他必要と認める者から事情聴取を行うもの  
とする。

(審査委員会)

第5条 県教育委員会は、法第25条の2第1項及び第4項の認  
定をするに当たり、同条第5項に規定する者の意見を聴  
くため、審査委員会を置く。

2 審査委員会の委員(以下「委員」という。)は、教育  
学、医学、心理学その他の児童、生徒又は幼児に関する  
専門的知識を有する者及び県内に居住する保護者(親権  
を行う者及び未成年後見人をいう。)のうちから教育長  
が委嘱し、又は任命する。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはいけない。  
職を退いた後も、同様とする。

4 前3項に定めるもののほか、審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(認定の通知)

第6条 県教育委員会は、法第25条の2第1項及び第4項の認定をしたときは、対象教員又は指導改善教員及び申請者に対しその結果を通知するものとする。

(意見の申出)

第7条 対象教員又は指導改善教員は、法第25条の2第1項又は同条第4項の認定について、県教育委員会に対し書面により意見を申し出ることができる。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第820号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活

課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成20年7月28日まで縦覧に供する。

平成20年6月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日  
平成20年5月28日
- 2 名称  
特定非営利活動法人ヒューマンライツわかやま
- 3 代表者の氏名  
中澤敏浩
- 4 主たる事務所の所在地  
和歌山市神前字西ノ垣内405番3
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、和歌山県民に対して人権と福祉に関する事業を行い、人権と福祉を基調とする「社会づくり」の推進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第821号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成20年6月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	廃 止 年月日
東訪 4-12	社会福祉法人高瀬会	東牟婁郡古座川町高瀬353番地	高瀬会第2訪問看護ステーション	東牟婁郡太地町森浦241-1 JR太地駅駅舎内	平成 20.3.31

和歌山県告示第822号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成20年6月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
海南医 104-20	どい泌尿器科クリニック	海南市日方1512番地の3	平成 20.5.1

においてその例によるものとされる場合を含む。)により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成20年6月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
田歯 51-20	眞砂歯科医院	田辺市神子浜1の22の1 7	平成 20.4.8

和歌山県告示第824号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成20年6月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第823号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定

指 定 番 号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	指 定 年月日
東訪	社会福祉法人高瀬会	東牟婁郡古座川町高瀬353	高瀬会第2訪問看護ステ	東牟婁郡那智勝浦町湯川6	平成

6-20	番地	ーション	1番地	20.4.1
------	----	------	-----	--------

和歌山県告示第825号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成20年6月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	変更事項 (名称)	所在地	変更年月日

	旧	新		
紀病 1-17	医療法人三車 会那賀リハビ リテーション 病院	医療法人三車 会貴志川紀和 病院	紀の川市貴志 川町丸栖1423 -3	平成 20.4.1

和歌山県告示第826号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第47条第1項の規定に基づく指定障害者支援施設の辞退について、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成20年6月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	辞退年月日
30101014 95	和歌山県子ども・障害者相談センター	和歌山市毛見1437-218	旧身体障害者更生施設	和歌山県	和歌山市小松原通一丁目1番地	平成 20.3.31

和歌山県告示第827号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項に基づき指定した指定障害福祉サービス事業者の変更につ

いて、次のとおり公示する。

平成20年6月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	障害福祉サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変更指定年月日
30101202 89	琴の浦福祉工場	就労継続支援A型	事業所番号	3010100547	3010120289	平成 20.5.29

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第55号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成20年6月10日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	届出年月日
自由民主党伊都郡支部 連絡協議会	門三佐博	平成 20.5.25	平成 20.5.26

和歌山県選挙管理委員会告示第56号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書の提出があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成20年6月10日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の収支報告書(平成19年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	自由民主党伊都郡 支部連絡協議会		
報告年月日	平成20年2月6日		
資金管理団体の届出をした者の氏名			
資金管理団体の届出に係る 公職の種類			
1 収入総額	1,030,546		
ア 前年繰越額	1,030,546		
イ 本年収入額	0		
2 支出総額	0		
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)		
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イの寄附のうちあつせん によるもの)		
	(イ) 政党匿名寄附		
	ウ 機関紙誌の発行その他の 事業による収入		
	エ 借入金		
	オ 本部又は支部から供与さ れた交付金に係る収入		
	カ その他の収入		
	4 支出の内訳	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費	
		イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の 発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー 開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費	
		5 資産等の状況	
(*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)			



正 誤

正 誤

平成20年5月30日付け和歌山県報第1964号和歌山県選挙管理委員会告示第51号中

ページ	段	誤	正
5	左	平成20年5月20日	平成20年5月30日